

西栗倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 2年 1月23日(木) 午後7:00 ~

2. 開催場所 西栗倉村役場第一会議室

3. 出席委員

委員	○ 草刈弘幸
	○ 上山光重
	○ 神原秀吾
	○ 萩原眞壽雄
	○ 井上 誠
	○ 高木宣美
	○ 小椋義宣
	× 春名義昭
	○ 春名昌美
	○ 青木英隆
	○ 新田 茂
	○ 野々上良弘

4. 議事日程

議案第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届け出について

報告事項第2号 非農地証明について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上山 隆浩

事務員 豊福 靖宏

藤川 達也

事務局長

それでは、1月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思います。会長よろしくお願ひします。

会長

こんばんは、新しい年に入って初めての会議とうことで、非常に暖冬ということ、雪の降ってない会と言う事で非常に珍しいですが、この暖冬がどのように農業が影響していくか、心配しますが、ニュースでも野菜が安くなったり、苗がどのようになるか大きくなりすぎるか？農業についても考えられております。この暖冬で雪の関係。水がどうなっていくか。田んぼに影響をあたえるか。心配でわかりませんが、1月2月3月1月はいぬる2月は逃げる3月はさる。というように流れが速くすぐに春がやってきます。皆さんの活動もよろし

くお願いします。今日の議題もよろしくお願いします。それでは議題にそって審議していきたいと思しますのでよろしくお願いします。

それでは、事務局から議題に入らせて頂きます。よろしくお願いします。

事務局

失礼します。

議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」についてです。

資料2ページをご覧ください。

本件については、昨年10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が奈良県、大分県で相次いで発生しました。

このことを踏まえ、昨年11月28日に開催しました全国農業委員会代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認され、令和元年12月20日付、岡農義第213号にて（一社）全国農業会議所会長および、（一社）岡山県農業会議会長の連名で、すべての市町村農業委員会での決議を実施するよう依頼が届いております。

決議の内容について、読み上げは割愛いたしますが、農地制度の適正な運用と、農業委員の方々の法令遵守の徹底を、改めて申し合わせとして委員会にて決議するものです。

以上で説明を終わります。

事務局

議案第2号（3ページから）

農地法第4条による許可申請書についてです。

3ページをご覧ください。

土地の所在地は、

西粟倉村大字長尾 [REDACTED] 登記地目 田 面積 [REDACTED] m²
長尾 [REDACTED] 登記地目 田 面積 [REDACTED] m²

申請者 [REDACTED] 氏 転用目的は 宅地です。

4ページが申請書になります。5ページ目が転用の事由です。6, 7ページが登記記録です。

8ページが申請のあった土地の位置図、9ページが申請地の地籍図になります。

10、12ページが利用計画図

13ページおよび14ページは転用にかかる譲受人の資金を証する書類です。

15ページは被害防除計画

16ページ目が水利組合の承諾書となります。

17ページが転用に関する誓約書

18ページは始末書になります。農地法の転用の制限を知らずに既に更地の状態にしており、今後留意する旨を述べられています。

補足ですが、本件についてはすでに平成13年頃に農地の転用の制限を知らないまま、居宅の裏手の農地の一部を宅地の増築等に転用がされておりました。このたび転用が行われていた部分の分筆が完了し、事後ではありますが転用申請が提出されたものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

委員

皆さんもご存じの通り建物を建てられておまして、本人が言うには、前に農業委員会で

通っていると思ってたいそうです。

委員

議案が出てたような気がする。

委員

これをみると、増やして増築して、その後にピザ窯とかをたてられたみたいですね。そこも範囲にはいていたと思っただけで、後に指摘されてわかったという事です。まー本人もわかってらっしゃいますし、増築場所はお存じのとおりジャスとか。お客さんも多いし。そういうことなんで、よろしくお願いします。

委員

わしらが農業委員会に出る前にかけて。役場にとおしてもらった。言う事は聞いて。

委員

あれな一農業用倉庫って聞いたんじゃ。

事務局

農業用倉庫で許可してまして、居宅部分が上についていたりして、入り口の右側の倉庫の許可が出ていたのですが、その上に居宅がのったので、倉庫では無くなったので、農地法違反となります。左側は届けなしで拡張されてまして、数年前から指導をしまして、やっとここに出てきた感じですね。

委員

わかってたん？

事務局

これ 20 年ほど前らしいです。当時の農業委員さん。

事務局長

私が課長になった時には仕事を始めていらしたので、11 年前以上にはなりません。一番最初の農業用倉庫は 200 ㎡以下は届出ということで出てます。

委員

届出だけで出来ると思ったんあだろな。

事務局

お堂を作られたりしてるのですが、下がコンクリートがうってあったりしてるので。これ農地ではないですねって。

委員

これ、事務局に訂正のお願いしてたんですが、何も聞いてない？ 4 ページの工事造成着手。平成消して、令和なんじゃ。工事着手も令和 13 年令和 14 年って。12 年もむこうの話なんで、平成の間違いじゃろ。

事務局

そうですね。平成です。

委員

17ページ1行目墓地及び参道のためって書いてあるんじゃないけど。宅地にしてもらわんといけんのな。これ差し替えするっていよったんじゃないけどな。今回ここで訂正してもらわんといけんな。

事務局

はい訂正をお願いします。

会長

以上でよろしいですかね。次の案件へ。

報告事項第1号

農地法第3条の3の規定による届出についてです。

19ページからご覧下さい。

今月は3件の届け出がありました。相続される方が同一であるため、まとめてご説明申し上げます。

相続人 西栗倉村大字影[]番地 [] 氏

土地の所在は、

大字影石	[]	畑	[]	m ²	[]
影石	[]	田	[]	m ²	[]
影石	[]	田	[]	m ²	[]
影石	[]	畑	[]	m ²	[]

20ページから 影石336番地6 の届出書類です。

21-23ページが土地の登記完了証の写し

24ページは相続関係図と相続にかかる協議書類の写しです。

41ページが申請地の土地の所在地になります。

42ページから 影石243番地4および245番地1 の届出書類です。

43-44ページが土地の登記完了証の写し

45ページは相続関係図と相続にかかる協議書類の写しです。

58ページが申請地の土地の所在地になります。

59ページから 影石242番地1 の届出書類です。

60-63ページが土地の登記完了証の写し

64ページは相続関係図と相続にかかる協議書類の写しです。

75ページが申請地の土地の所在地になります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員

1月20日に[]さんに合いまして様子を聞きました。田んぼ・畑・山全部、私が元気なうちに相続したいという事で、よろしくお願ひします。田んぼの方は家の下アスパラ所と畑は[]さんの家の上の所、[]神社のところ、もう一つが橋を渡った突き当たりの所に有ります。山の方はわからんのですが、すべてを相続したいということなので、よろしくお願ひします。

委員

この件で、まず印鑑証明がついてない。3件とも。25ページは令和元年12月、26ページも令和元年の12月、27ページは平成23年10月、28ページは令和元年の12月、29ページ平成19年8月、戸籍言うたら3ヶ月が有効期限で、平成19年は前過ぎる。農地法の3条4条5条には印鑑証明を付けなければいけん。戸籍は3ヶ月なんじゃけど、農地法の関係は6ヶ月なんじゃけど、相続には印鑑証明がいらんのにじゃて。いらんもんじゃけど。出てきたけん、付けてだしたんじゃ。と。いらんもんならつけん方がええがな。って事をいいました。

事務局

今後気をつけてします。

事務局

続いて、報告事項2号となります。非農地証明についてです。
76ページをご覧ください。

土地の所在 大字長尾 [] 登記地目 畑 面積 [] m²
所有者 西栗倉村大字長尾 [] [] 氏

77ページから申請書類です。

78ページは当該農地の登記事項証明書になります。

79ページが当該農地の地籍図です。

80ページが申述書となります。

現況に至る経緯ですが、当該農地は昭和50年頃までは耕作されていたものの、昭和55年以降は耕作が行われてこなかったとのこと。

81ページは現況写真です。

本件について、今月15日に草刈会長、小椋委員、青木委員にご同行頂き、現地の調査を行い、山林原野となっていることを確認致しました。

よって、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨を証明致したいと思ひます。
以上です。

委員

[]さんのさんところの横に裏山があつて、実際立木見えます。伐採して搬出した。青木さんや会長も見てもらいました。農地だろうがなんだろうが家があるし墓があるしなんで、これで良かったと思ひます。ばたばたでしてたので。いろいろ落ちがあるとおもひますが、よろしくお願ひします。

委員

農地としては出来ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。

続けてご説明いたします。

土地の所在	大字大茅	■	登記地目	田	面積	■ ^{m²}
	大字大茅	■	登記地目	畑	面積	■ ^{m²}
	大字大茅	■	登記地目	田	面積	■ ^{m²}

所有者 西栗倉村大字大茅 ■ ■ 氏

82ページから申請書類です。

83、85ページは当該農地の登記事項証明書になります。

86ページが当該農地の地籍図です。

87ページが申述書となります。

現況に至る経緯ですが、

当該農地は平成4年頃から耕作が行われておらず、

また用地造成が行われたため、以降現在まで農地として機能していなかったとのことです。

本件について、今月15日に草刈会長、上山委員、春名義昭委員にご同行頂き、現地の調査を行い、雑種地となっていることを確認致しました。

よって、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨を証明致したいと思えます。以上で説明を終わらせていただきます。

事務局

ここは新田です。■さん所の向かいにありますけど、だいぶ前から残土置き場で、写真のように整備されてましたけど、山のようにありました。今現在発電所の事務宇書があったりしてます。

委員

これ現在か？

事務局

現在です。

古い家で誰も住んでない所です。

委員

昔、■さんかすんでいた。

委員

■の下の家。

■くん。

今は誰も住んで居ません。

会長

そういうところですかね。皆さんの方からなにかありますか？

事務局

発電所は■の裏で止水して。イマイは林道の入り口のところで発電をするような

129 キロワットの発電を建設中です。

委員

■■■■の上の田んぼをなんかする？って聞いてるんですが？説明して欲しい。

事務局長

基本的に■■■■の土場が隣接してあります。■■■■の土場に木材をいったん持ってきて市場にもって行くという作業ですが、今地域の中で木材の有効活用するようになりまして、百森事業で伐採した物はすべて土場に集積されます。それは平成6、7年ぐらいで500 m³から1000 m³だったのが、今10000 m³ぐらいになってます。バイオマスエコ利用ということで、温泉施設の薪を作ったり、地域熱供給などのチップの製造をはじめさせていただいてます。一つは木薫さんが丸棒の加工につかわれたりしています。ほぼいっぱいの状態です。その大きさでは、なかなか消化しにくいということで、計画段階として少し大きくできないか？と検討している現在状況です。これはあくまで所有者があつての話なんで、事業所としてはまだ未確定のものなので、この場で公表するのはいかがなものなのか？というのが有るのですが、委員さんの方質問があつたので、そういう計画が出来ないであろうか？っていうスタンスを持っているという状況です。で、これから検討していかないと、どの農地がどの辺までが申しあげられる状況ではうちです。

委員

実際にできたからの申し出だと困るので、ちゃんと説明しないといけないのではないかな？

事務局

農地法として従事していきますので、違法では無いかと思います。

委員

西栗倉で言えば一番良い農地でどんなんかな？と思っている。進め方をかんがえているかな？と思って。

事務局

ご指摘の所はそうだと思います。現状的に分散してするかと言うと、土場を数百メートル離れた所にするか？となると、いろんな木材をトラックで運んで運搬する。行程上問題が出てくるんですね。もともとコスト負担がかかるのであれば別の所に持って行くという作業になりますので、所有者さんの意向もありますし、というぐらいの現状です。

委員

私らは、道路の反対側。森の学校が駐車場にしているところから、■■■■の土場まで実際使って無いんじゃないか。そちらを土場にして、イチゴのハウスなら、また農地に戻す事も出来るし、でも、土場にしてしまったらなかなか埋め立てして、造成して、農地に戻すことは出来ないんじゃないかな？こっちの駐車場の方や■■■■のほうなら、一つ道路を隔てただけでいけるんじゃないかな？とおもうんですけど。

事務局

はい。そちらも検討させていただきますが、基本的にフォークリフトだとか、作業車が道路を横断する形になるので、いっぺん土場においた物はそんなに動かす事無いので選木が結局

重機 2 台居るってことになるので、倍になるので、そこが困る。

委員

森林組合が撤去するにあたって、建物もどうなるのか？

事務局

機能的にはそのまま。森林組合さんは使われていませんので、基本的に建物は、図があるわけではないので、場合によっては壊してそこが土場になって。南の方にバイオマスを移すってのもあるんですが。それにしても、道路を横断すると機械が。

委員

わかるけどな。

委員

所有者がオッケーだしたらええがな。

事務局

規模的にも検討してします。

委員

農業委員としては、西栗倉でいうたら一等地じゃがな。たんぼが。それに百姓を一生懸命せいと言われとるのに。あまりにももったいないと思っただな。

事務局

農業委員さんに言われるように。ひたすらつぶそうとは思ってないんです。

委員

結果的にそうなっている。

事務局

あそこに土場があるのであそこの場所にするしかないんですよ。言われるように点在させるって事は、機能的にむりなんです。ただ後はどの規模でやるかってところですね。

委員

農地でええところは、やっぱし。使い便利がええところじゃでな。

事務局

民間がされるので、なんとも言えないのですが、バイオマスを利用して何かをするってことは高いと思います。

委員

高いんだったら。それを利用した農地を考慮してもらえたら、ありがたいなと思います。あくまでこの場での話で。

事務局

決定ではない。

委員

まだ予算もなにも、それもふまえながら一つ一つの状況をおさえていただきたいな。

委員

おいおいに委員会に状況報告は？

事務局

なかなか難しいんですよ。地権者に所有者が居るものなので。

委員

というのが、私も、■■■さんにしても、田んぼにかかわっているんで、そういうところが気になるし。知っておきたい。

委員

部落の会議ででたんじゃけど。農業共済の配ったりしたんじゃけど。ゼニやろうって、部落会計に入れたりしたんじゃけど、今回は文章が来たのは、お金が出ません。全部個人登録するような文章なんじゃ。と、と言う事は転作確認もいらんかな？とか、農協の米の半値とか？何も聞いてない？

事務局

聞いてないですけど、転作確認は産地交付金ってのがある限りは。
これは共済組合とは違うので

委員

せないけんのかー？

事務局

今度は共済と農協の形が変わってくるし、どういう形になっていくのか？

委員

地区の推進委員決めてほしいとか、配りものとか手助けしてほしいってことで、せんって言ったんじゃけど、2400円ほどだったのがよー。会計報告にあがとって、たしかそんな話したんじゃがよーって説明したんじゃ。

委員

文章が地区に来とるはずじゃがよ。うちの地区は説明したがよ。

委員

■■■ちゃんは何のお金か？わからんっていったんで。

事務局

どの段階で意思決定されているのかわからないです。

委員

だれぞ役場からいっとるな。

事務局

農協と共済の関係がよくわかりませんが。これからの関係は続いて行くと思います。よろしくお願ひします。他に何かありますか？

会長代理

それでは皆様おつかれさまでした。大寒ってことで一年で一番寒い時期なんです、今年はその寒いことを聞いたことはありません。水道管が破裂したのも聞いたことはありません。これが、ビニールハウスにかけたころにドバーっとふったら困るな。と思っております。そういうことで暖冬でどんな年になるか？心配しております。それではご苦労さまでした。

年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員